
「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」

理事会決議（自主規制会議決議）の制定について

日証協・平18.12.1

本協会では、12月1日の自主規制会議において、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定した。

この理事会決議は、証券取引等監視委員会から金融庁長官に対して行われた平成18年4月4日付け建議「プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備について」を受け、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が同年11月1日に施行されたことを踏まえ、プレ・ヒアリングの適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正確保に資することを目的として、制定するものである。

本規則施行は、平成19年1月4日から施行する。

理事会決議の趣旨及び全文は以下のとおりである。

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」
理事会決議（自主規制会議決議）の制定について

平成18年12月1日
日本証券業協会

．制定の趣旨

証券取引等監視委員会から金融庁長官に対して行われた平成18年4月14日付け建議「プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備について」を受け、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が同年11月1日に施行されたことを踏まえ、プレ・ヒアリングの適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正確保に資することを目的として、別紙のとおり「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）を定めることとする。

．理事会決議の骨子

- 1．法人関係情報、プレ・ヒアリング、プレ・ヒアリング対象者、取引制限、守秘義務、海外関連会社及び法令遵守管理部門の定義規定をおくこと。（第2条関係）
- 2．協会員がプレ・ヒアリングを行う場合には、所定の事項についてあらかじめ法令遵守管理部門の承認を受けなければならないこと。（第3条関係）
- 3．協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合には、調査対象者等との間で、取引制限・守秘義務に関する事項等について説明し理解を得た上で、これらの内容を含む契約を、原則として書面により締結しなければならないこと。（第4条及び第12条関係）
- 4．協会員は、海外関連会社に属する者等にプレ・ヒアリングを委託する場合には、海外関連会社等における適切な内部管理体制の整備に関して次のいずれかの措置を講じること。（第5条及び第6条第2項関係）
 - (1) 当該海外関連会社に属する者との間で、所定の事項について第4条第2項

又は第3項に準じて契約を締結し、契約書の写しを海外関連会社に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならないこと。

(2) 協会員は、当該海外関連会社において、第5条第1項第1号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。

(3) 海外関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し、海外関連会社に属する者に講じる措置に相当する措置を講ずるものとする。

5. 協会員は、プレ・ヒアリングの後当該募集が行われないことについて、当該上場会社等から報告を受ける等の方法により確認した場合は、これを調査対象者等に通知し、その記録を保存しなければならないこと。(第6条第1項関係)

6. 協会員は、調査対象者等が取引制限又は守秘義務に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行わせてはならないこと。また、協会員がプレ・ヒアリング委託先が内部管理体制に関する措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先にプレ・ヒアリングを行わせてはならないこと。(第7条第1項及び第2項関係)

7. 協会員は、本理事会決議を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、証券取引法(以下「法」という。)第4条第1項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第21条第4号の3で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならないこと。(第8条第1項関係)

8. 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて当該募集を行う上場会社等からあらかじめ了解を得るとともに、その記録を保存しなければならないこと。(第8条第2項及び第6条第3項関係)

9 . 協会員は、原則として、法第 2 条第 8 項第 4 号に定める引受けを伴う国内における募集(法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないこと。(第 9 条関係)

10 . 協会員は、第 7 条第 1 項又は第 2 項に定める事実を知った場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するとともに、本協会は、報告を受けた内容を有価証券市場の監督当局に通知すること。(第10条第 1 項及び第 7 条第 3 項関係)

11 . プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングの内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備すること。
(第11条関係)

・ 実施の時期

この理事会決議は、平成19年 1 月 4 日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

以 上

**「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」
理事会決議（自主規制会議決議）**

平成 18 年 12 月 1 日
日 本 証 券 業 協 会

（目 的）

第 1 条 この理事会決議は、協会員が証券取引法（以下「法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集（法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正確保に資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもので募集に係るものをいう。

2 プレ・ヒアリング

法人関係情報を提供したうえで行う、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査（第三者が当該協会員から委託若しくは法人関係情報の提供を受けて行う当該調査を含む。）をいう。

3 プレ・ヒアリング対象者

プレ・ヒアリングの対象者である個人をいう。

4 取引制限

当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行わないこと（法第 166 条第 6 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる場合並び

に法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所有価証券市場によらないで行う場合を除く。)をいう。

5 守秘義務

プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、証券会社の行為規制等に関する内閣府令（以下「行為規制府令」という。）第4条第18号イ（2）及びロ（2）並びに金融機関の証券業務に関する内閣府令（以下「金融機関府令」という。）第21条第12号イ（2）及びロ（2）に規定するものをいう。

6 海外関連会社

協会員（外国証券会社である会員を除く。）にあつては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第1条第2項に定める関係会社（特別会員にあつては「証券会社」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）である外国法人又はこれに相当する外国法人をいい、外国証券会社である会員にあつては、外国証券業者に関する法律第14条第1項に定める特定法人等又はこれに相当する外国法人をいう。

7 法令遵守管理部門

行為規制府令第4条第18号イ（1）又は金融機関府令第21条第12号イ（1）に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。

（プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認）

第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。

- 1 当該プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること。
- 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者（個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者（個人であり、かつ、第5条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。
- 3 プレ・ヒアリング対象者は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲で選定されていること。
- 4 プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲とされていること。
- 5 プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

(調査対象者等との契約)

第 4 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である海外関連会社に属する者若しくは海外関連会社に属していない者(以下「調査対象者等」という。)との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。

- 1 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の取引制限に関する事項
- 2 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の守秘義務に関する事項
- 3 プレ・ヒアリングは、需要の見込みに関する調査が目的であり、勧誘が目的ではないこと。
- 2 前項の契約は、プレ・ヒアリングの都度、あらかじめ書面により締結するものとする。ただし、プレ・ヒアリングを行う都度、当該契約内容を当該調査対象者等に確認することを条件として、包括的に契約することができる。
- 3 第 1 項の契約は、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、あらかじめ書面による契約が困難な場合には、前項の定めるところにかかわらず、当該調査対象者等に第 1 項各号に掲げる内容について説明するとともに書面以外の方法で契約し、おって当該契約内容を書面により当該調査対象者等に通知する方法その他当該協会員が社内規則に定める合理的な方法とすることができる。

(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)

第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。

- 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を第 4 条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。

イ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。

ロ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後 5 年間これを保存すること。

ハ プレ・ヒアリング対象者は、合理的な範囲で選定すること。

ニ プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、合理的な範

囲とすること。

ホ プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

- 2 協会員は、当該海外関連会社において、前号イからホに掲げる措置を講じよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。
- 2 協会員は、第3条第2号に定める海外関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。

(通知又は記録の保存等)

第 6 条 協会員は、プレ・ヒアリングの後当該募集が行われないことについて、当該上場会社等から報告を受ける等の方法により確認した場合は、これを調査対象者等に通知し、その記録を保存しなければならない。

- 2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを海外関連会社に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。
- 3 協会員は、当該上場会社等から第8条第2項に定める了解を得た場合は、その記録を保存しなければならない。

(違反調査対象者等への対応)

第 7 条 協会員は、調査対象者等が第4条第1項の規定により締結する契約のうち同項第1号又は第2号に定める内容に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない。

- 2 協会員は、海外関連会社に属する者又は海外関連会社に属していない者(以下「プレ・ヒアリング委託先」という。)が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。
- 3 本協会は、第10条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。)に通知するものとする。

(留意事項等)

第 8 条 協会員は、本理事会決議を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに行為規制府令第 4 条第 9 号及び金融機関府令第 21 条第 4 号の 3 で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行っていない。

2 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて、当該募集を行う上場会社等から、あらかじめ、了解を得るものとする。

(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)

第 9 条 協会員は、原則として、法第 2 条第 8 項第 4 号に定める引受けを伴う国内における募集(法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。) に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

(本協会への報告等)

第 10 条 協会員は、第 7 条第 1 項又は第 2 項に定める事実を知った場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとする。

2 本協会は、協会員に対し、プレ・ヒアリング委託先が第 5 条第 1 項第 1 号口又は同条第 2 項の規定に基づき記録を作成及び保存した内容等について、資料の提出を求めることができるものとする。

(社内規則の整備等)

第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本理事会決議を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。

(電磁的方法による契約等)

第 12 条 協会員は、第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づき書面により契約を締結する場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができるものとする。この場合において、

当該協会員は、書面により契約を締結したものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、調査対象者等から当該契約内容について照会があった場合は、遅滞なく、当該調査対象者等にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。
- 3 協会員は、第4条第3項に規定する書面による通知に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

付 則

この理事会決議は、平成19年1月4日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

**プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る行為規制府令等の改正に伴う本協会関係規則の改正案
に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について**

平成 18 年 12 月 1 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る行為規制府令等の改正に伴い、本協会関係規則の所要の整備を図ることについて、平成 18 年 9 月 15 日から 10 月 4 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（2 社 7 件）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	意 見	考 え 方
プレ・ヒアリングに関する各社の定めについて（2.(1)関係）		
1	に、「第三者が必要な措置を講ずることなくプレ・ヒアリングを行うことを防止するための措置」とあります。 この文言から、対象となる第三者は、提供する証券会社によって直接必要な措置が講じられているか確認できる先のみが対象となる、という理解でよいですか。	第三者が必要な措置を講ずることなくプレ・ヒアリングを行うことを防止するための措置とは、第三者がプレ・ヒアリング対象者との間で取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結すること、当該第三者におけるプレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後 5 年間これを保存することなど、一定の必要な内容を協会員が「当該第三者との間で契約を締結すること」又は「当該第三者において当該措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること」をいいます。 なお、2.(5)において、協会員は、第三者の選定を、原則として他の協会員又は協会員に相当する外国の法人（それぞれの業法や自主規制規則等一定の規制に服していると考えられる内外の金融機関）に所属する者に限ることとしていますが、御指摘の趣旨を踏まえ、協会員は、第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社（協会員（外国証券会社である会員を除く。）にあつては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第 1 条第 2 項に定める関係会社（特別会員にあつては「証券会社」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）である外国法人又はこれに相当する外国法人をいい、外国証券会社であ

項番	意 見	考 え 方
		る会員にあっては、外国証券業者に関する法律第 14 条第 1 項に定める特定法人等又はこれに相当する外国法人）に属する者を委託先として選定する旨の修正を行います。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げないこととします。
プレ・ヒアリングを行う場合の留意点について（ 2 . (2)関係）		
2	「調査を行うための必要最低限の法人関係情報」とありますが、必要最低限とは、発行会社の名称等の直接的情報は除いたもの、ということでしょうか。または、その程度について、ガイドライン等を提示のご予定でしょうか。	需要動向を的確に反映した募集価格を形成すべく、適切な仮条件等を設定するために必要となる情報であれば、必ずしも発行会社の名称等の直接的情報を提供してはならないという趣旨ではありません。 仮に、発行会社名等の直接的情報を除いたとしても、提供する情報が法人関係情報に該当する限りにおいては、当該情報は発行会社名が容易に推測できるレベルにあると考えられますので、発行会社名自体を提供する場合と特段の差異はないものと考えられます。一方、当該情報を法人関係情報に該当するまでに至らないレベルにまで落として提供する場合には、そもそも法人関係情報の提供には当たりませんので、本協会規則の適用外になるものと考えられます。 なお、「必要最低限の法人関係情報」については、必要最低限か否かの判断が明確ではないと考えられるため、プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、協会員が社内規則で定める合理的な範囲とする旨の修正を行います。 本件は、行為規制府令第 10 条第 4 号等に規定される法人関係情報の適切な管理の観点からも、御留意いただく必要があると考えられます。
3	また、客観的な事実とありますが、これはどのような事実でしょうか。	「客観的な事実」については、客観的か否かの判断が明確ではないと考えられるため、プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、協会員が社内規則で定める合理的な範囲とする旨の修正を行います。 本件は、行為規制府令第 10 条第 4 号等に規定される法人関係情報の適切な管理の観点からも、御留意いただく必要があると考えられます。
4	今回、需要調査と勧誘の区別が明確化されない中で、「勧誘を目的としたものではないと明確化する」のは困難と思われますが、どのようなケースをご想定でしょうか。たとえばプレ・ヒアリング対象者が投資等を行わない先などでしょうか。	今般の内閣府令改正は、届出前勧誘規制に影響を与えるものとはされず、改正後においても引き続き、協会員は従来から禁止されている勧誘行為を行うことはできません。このような規制の存在に鑑みれば、そもそもプレ・ヒアリングの目的が何なのかについて、当事者間で明確に確認し合うことも有用であると考えられます（ただし、当該確認をもって

項番	意 見	考 え 方
		直ちに勧誘に該当しないことが決定されるわけではありません。) なお、当然ながら、協会員は、プレ・ヒアリング対象者との間で勧誘を目的としたものではないことを確認した場合であっても、当該プレ・ヒアリング対象者に対し提示する資料又は口頭による説明等の内容によっては、勧誘行為に該当する可能性があることに十分留意する必要がある、また、当該プレ・ヒアリング対象者に対し、当該プレ・ヒアリングに係る有価証券を取得させようとする場合には、別途勧誘を行うこととなるであろうと考えられます。 また、これまで、国内におけるプレ・ヒアリングに関しては、証取法第4条に規定される届出前の勧誘の禁止や、行為規制府令4条9号等に規定される法人関係情報を提供した勧誘の禁止との関係において、これらの規制に抵触する蓋然性が極めて高いと考えられてきました。 したがって、改正内閣府令の施行後においても、協会員が国内においてプレ・ヒアリングを行おうとする場合には、引き続き、上記勧誘規制に留意する必要があると考えられることを踏まえ、協会員は、原則として、証取法第2条第8項第4号に定める引受けを伴う国内における募集（証取法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。）に係るプレ・ヒアリングは行わない旨の修正を行います。
調査対象者が取引制限に反した場合の対応について（2.(7)関係）		
5	「取引制限に反した事実を知った場合」とありますが、どのようなケースを想定されていますか。当局等による処分以外にも想定されているケースがあるのでしょうか。	当局等による処分以外には、各協会員の売買管理部門におけるモニタリングにおいて事実を知る場合などが理論上は想定し得るものと考えられます。
6	取引制限に反している場合は、日本の法令に反した行為が行われている可能性が大きいと推測されます。その場合、協会として何らかの規制、たとえば一定期間（5年間等）プレ・ヒアリングの対象からはずすよう協会員に通知するなど、の措置をとるべきではないですか。	御指摘を踏まえ、協会員は、調査対象者等が守秘義務又は取引制限に係る契約に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない旨の修正を行います。 また、協会員は、第三者が当該協会員との間の契約による取引制限若しくは守秘義務に反した事実又は当該第三者における必要な措置を怠った事実を知った場合には、同様に、当該第三者に対して2年間、プレ・ヒアリングを行わせてはならないこととします。 なお、協会員は、上記の事実を知った場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した

項番	意 見	考 え 方
		法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとし、本協会は、当該報告を協会員から受けた場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。）に通知することとします。
7	違反行為の防止が本規制の最大の目的であることに鑑みれば、プレ・ヒアリング停止期間を「当分の間」と曖昧にするなど、かなり協会員及び関連海外法人の自主裁量の余地が高く、防止策として有効とはいえない。防止策をより強化する規定が必要であり、以下のような規定を追加すべきと考える。 制限に反した事実を知った場合の定義等 ・協会員により選定された第三者が当該事実を知った場合には、その経緯・違反内容を記録し、速やかに協会員に報告することを協会員は当該第三者に義務付けること。 ・協会員は、選定した第三者を通じて、あるいは直接に、当該事実を知った場合には、その経緯・違反内容を記録しておくこと。 ・調査対象者の違反行為が関係当局の発表等により公知の事実となった場合は、全ての協会員が当該事実を知ったと見なされること。 プレ・ヒアリング停止期間について ・協会員（選定された第三者を含む）の責任において調査対象者における違反行為再発防止体制が確認できるまで、あるいは当該確認が合理的な事情により困難な場合は（例えば）最低6ヶ月間、プレ・ヒアリングを行わないこととする。 ・調査対象者の選定基準には、違反行為者が発生した場合の対応として、上述の趣旨を反映したプレ・ヒアリング再開基準を含めること。	御指摘を踏まえ、協会員は、調査対象者等が守秘義務又は取引制限に係る契約に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない旨の修正を行います。 また、協会員は、第三者が当該協会員との間の契約による取引制限若しくは守秘義務に反した事実又は当該第三者における必要な措置を怠った事実を知った場合には、同様に、当該第三者に対して2年間、プレ・ヒアリングを行わせてはならない旨規定することとします。 なお、協会員は、上記の事実を知った場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとし、本協会は、当該報告を協会員から受けた場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。）に通知することとします。 おって、違反行為の防止策強化の一環として、協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて、当該募集を行う上場会社等から、あらかじめ了解を得るとともに、その記録を保存することとします。 プレ・ヒアリング停止期間については、違反行為者を一定期間調査対象者として選定しないことにより、違反行為に対する一定の抑止効果が期待されるものであり、仮に、違反行為者における再発防止体制が短期間で確認された場合であっても、やはり相当の期間（上記により2年間）はプレ・ヒアリングを行わないこととすることが適当であると考えます。 なお、当然ながら、相当の期間を経た後にプレ・ヒアリングを再開する場合には、各協会員において違反行為者における再発防止体制が確認されることが必要であると考えられます。

以 上